

平成28年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成28年3月11日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成28年3月11日 9時33分

1. 閉 議 平成28年3月11日 13時28分

1. 散 会 平成28年3月11日 13時28分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊 佐 夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成28年第1回定例会3日目を開会いたします。

開議に先立ち、本日、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から5年を迎えます。

当議会として、この震災により尊い命をなくされた多くの方々のご冥福をお祈りし、心から哀悼の意を表すため、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

ご起立をお願いいたします。黙祷。

(黙祷)

○議 長

黙祷を終わります。ご着席ください。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問3名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日、議会散会后に全員協議会、議員懇談会の開催を予定していますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。
これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。
通告順に従い、順次、質問を許可します。
7番、水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は一問一答形式です。
7番、水上君。まず、1点目の生活困窮者自立支援についての質問を許可します。
7番 水上君（登壇）

○7 番

おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。
その前に、本日は先ほど黙禱させていただきましたけれども、東北大震災から5年を迎えた3・11、3月11日です。死者、行方不明者1万8,455人、震災では約40万戸が全半壊し、いまだに5万人以上の方々が仮設住宅での生活を強いられている状態だと報道されています。

被災されました方々に改めてお見舞い申し上げ、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、生活困窮者自立支援について伺います。平成27年4月から施行した支援法の運用についてお伺いします。

この法律は、生活困窮者自立相談支援のため、また支援事業の実施や生活困窮者の住居確保給付金の支給などに関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的に策定されていますが、白浜町での事案はいかがなのでしょう。お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

水上議員から、生活困窮者自立支援について、白浜町の事案はいかがとご質問をいただきました。

生活困窮者自立支援法上の各種支援事業の実施主体は、福祉事務所を設置している自治体となっております。

和歌山県でいいますと、各市及び振興局が実施主体となりますので、西牟婁地方におきましては西牟婁振興局が窓口となっております。必須事業でございます自立生活支援事業、住居確保給付金事業、また任意事業でございますが、一時生活支援事業を実施しております。

町といたしましても、振興局と連携を図りながら、相談支援を行っているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

まず、自立相談支援事業についてでございますが、振興局に支援員を配置し、常時相談の受け付けと出張相談を行っております。

白浜町におきましては、中央公民館、日置川拠点公民館、安宅住民交流センターにおいて出張相談を実施しており、平成27年3月1日現在の実績といたしましては、白浜町では21件、延べ64回の相談支援を行っております。

白浜町で相談を受けた場合は、振興局の出張相談等を紹介させていただき、連携しながら支援を行っております。

続きまして、住居確保給付金の支給でございますが、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給しております。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行っております。

次に、一時生活支援事業ですが、こちらにつきましては任意事業ではございますが、福祉事務所設置自治体は住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3カ月間、最大で6カ月間に限り宿泊場所の供与や衣食の供与等を行っているもので、NPO法人白浜レスキューネットワークに委託して実施しております。

町といたしましても、法施行前から生活保護の相談受け付け担当と連携する処遇困難者相談支援担当を配置し、困窮者の支援を振興局、各種関係機関、ハローワークや社会福祉協議会、レスキューネットワーク等と連携を図りつつ、相談者が生活保護に至らないように就労支援、現物給付、貸付金等の資源を活用しながら、多分野、多機関による包括的な支援を行っているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

生活困窮者自立支援法は、政府が初めて日本に貧困があることを認め、その対策と支援を国と自治体に求めた法律だと言われております。

田辺市では、相談窓口がありますが、先ほどご説明いただきましたが、制度上、白浜には窓口がなく、西牟婁振興局が窓口になっています。田辺市内では、既に自立相談支援事業と居住給付事業の必須事業のほかに、就労準備支援や家計相談支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業や、さらに就労準備支援事業を受託している事業所もあり、紀南で一番早く手厚い対応ができています。

昨年秋には、振興局に現況調査に行かせていただきましたけれども、白浜でも今現在、社協、そして民生課、独自に就労支援を行っている事業所、そして県の担当者、ハローワーク、ボランティア、ふれあいルームなどの合議体で会議は幾度か持たれていると伺っております。

既に取り組みされている田辺市の状況とでは少し地域格差が生まれているなど感じておりますけれども、自治体が行わなければならない自立相談支援事業と、居住確保支援、先ほどその対応をご説明いただきましたが、必須事業とされておりますその事業、そして任意事業、先ほどこれも説明いただきました家計相談や子どもへの学習支援などで、ここに支援内容が

地域格差が生じるのではないかと危惧されているところですが、白浜ではどこまでこれら事業の導入が進められて、事業所などの受託などにもつながっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

町といたしましても、生活困窮者支援と生活保護担当との連携は必須であると考えており、平成25年度、26年度と、法施行前から国家補助事業のモデル事業で安心生活基盤構築事業を受託し、また平成27年度からは地域における生活困窮者や支援等のための共助の基盤づくりの事業を受託し、生活困窮者の実態把握事業やそれらを支える支援機関のネットワークの構築、地域支援体制の基盤構築に取り組んでおります。

具体的には、町のプロジェクトとして、先ほども議員さんおっしゃっていただいたんですけども、町内における生活困窮者支援について、情報交換や事例検討をするために、振興局、白浜レスキューネットワーク、社会福祉協議会等で現状と課題を共有し、それらを支えるための施策提言や新たな社会資源の創出など、今後の対策を検討するプロジェクト会議を毎月1回定例で開催してございます。

また、町的生活困窮者を支えるものとして、金銭的支援として、白浜町的生活困窮者擁護資金貸付事業、上限5万円と、社会福祉協議会が実施しております生活一時資金貸付事業、これも上限5万円がございます。ただし、貸し付けによる支援につきましては、困窮者の抱える問題の根本解決には至らないため、物的支援で生活を維持できる場合は、できるだけ貸し付けは行わず、やむを得ず貸し付けを実施する場合には、償還計画の指導や就労及び生活相談も合わせて行ってございます。

物的支援でございますが、NPO法人白浜レスキューネットワークが実施している米、インスタント食品を困窮者に提供するフードバンク事業と、まちなかキッチンのお弁当配食サービス事業がございます。

また、社会福祉協議会、白浜町におきましても、町民から提供を受けた食料品等の現物支給の事業を行ってございます。

今後も、生活困窮者自立支援法の趣旨であります生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえまして、生活保護に至る前の自立支援を目的に、振興局を初め各種関係機関と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

今いろいろ報告していただきました。この住民のニーズとそれから実態を把握できているのかと。その方法というんですか、例えば税や使用料の収納状況など、そういうことも担当課をまたいだ情報の共有をして、なかなか手を挙げられない困窮者をどう見つけるかと、そういうことについての調査ですね、そういうのはどういう方法の中で協議され、実施されているのかお伺いします。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

その困窮者の情報につきましては、国の施策であります地域における生活困窮者支援のための共助のための基盤づくり事業等で社協に今委託させていただいているんですけども、その中で困窮に至る方々の事案につきまして洗い出し等をしていって、それらについていろいろ社協と白浜町、それぞれの団体においてその部分について洗い出しをしているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

この事業ですが、国の助成もあると聞いておりますけれども、町として必要とする予算の見込みや、それから県の認定と平成28年度、次年度ですね、予算要求まで、そこまでできているのでしょうか。予算措置の要求はできているんですか。町として。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

これにつきましては、ちょっと縮小した形の予算措置、予算の要求はさせていただいています。今まで1,000万の事業費でやっていたんですけども、それが国の部分のところからちょっと縮小されたので、それをちょっと縮小した形で予算要求して、引き続きこの洗い出し、社協による洗い出し支援のほうをさせていただくようにしています。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

これまで1,000万の予算ということですが、この3月、年度末になってきますけれども、その決算、まだ最終出ていないでしょうけれども、その予算で不足はないのかお尋ねします。減らされていると聞きましたけれども、この27年度予算執行においては不足はないのかお尋ねします。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

27年度につきましては、通常どおり予算がありますので、社協に委託して、その分についてはきちっと執行のほうはさせていただいています。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

町内でも就労支援、認定生活困窮者就労訓練事業など、そして学習支援などのメニューが受託できる事業所があれば受け入れていただきたいんですが、この事業自体余り知られてなくて、広く広報して窓口につなげるようにしていただきたいんですが、お考えを伺います。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

白浜町におきましては、生活困窮者就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業については、まだきちっとした形はできてないんですけども、一部分につきまして白浜レスキューネットワークがNPOの活動の一環としまして、コペルくんとか、まちなかキッチン
の支援の形でやってございます。それらの広報につきましても、今後またちょっと考えていきたいと考えております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

私が調査させていただいた時点で、田辺市ではやはり学習支援や就労準備支援、訓練ですか、お一人当たりの助成金というのがちゃんと支払われていて、事業所がそれを受託して運営費、もちろん働く方への助成になっていると聞いております。こういう制度をなるべく受け入れて、取り込んで、その事業所のサポートになろうかとも思います。この情報を、やはり共有して、そういう受託事業所が白浜町でもふえるといいなと思います。

それから、この生活困窮者自立支援法が施行されて、地方自治体は生活困窮者の自立支援事業を行わなければならなくなりました。生活保護の手前のセーフティーネットとして、2009年ごろから経済的困窮者、それから社会的孤立者を早期に把握して、必要な支援につなぐため、相当議論されていたようですが、昨年4月に施行されたこの法律は、社会的孤立者への支援への文言が削除されるなど問題があると言われてもいます。支援内容を就労支援に限定し、支援の対象も就労できそうな層に絞り、就労が見込めない高齢者や障害者は排除されています。

ただ、もう一つ問題があつて、これは就労訓練の一つで、中間的就労で最低賃金以下で働いてもよいことになっているので、生活困窮者が最賃以下の劣悪な労働環境に置かれて、労働市場全体の劣化も招くのではないかという危惧もあります。

このように、幾つかの問題点もありますが、生活保護の手前の先ほど言いましたセーフティーネットとして制度の抜け漏れがないように、実態を把握し、また関係各所の情報を密に、住民の生活安定のため、自立支援につなぐためにも、そして田辺市も先進地ですよ、田辺市にも準じてできるところから早急に対応していただきたいと思ひます。

最近報道で、子どもの貧困、若者の貧困という言葉がよく聞かれるようになりました。もう数年前に子どもの貧困についてや、パラサイトシングルの実態について一般質問させていただいたことがあります。

パラサイトシングルとは、学校卒業後、実家で親と同居する独身者のことで、家賃や食費などの基礎的な生活費がかからないために、給与のほとんどを自分の遊興費などに充てられると。今、20歳から30歳代で未婚、そして年収200万円未満の人の77パーセントが親と同居している。一方、4人に1人は親と別居であるが、そのうち13.5パーセントが定まった住居がなく、ホームレスであると報告されています。2010年から14年に実施された世界価値観調査のデータでは、25歳から34歳の若年層のうち、親と同居する未婚者が占める割合は日本では42.2パーセントで、若年層に貧困が拡大しているのは、たび重なる法改正で雇用の劣化と住居確保が大きなネックになっていて、まさにこのような若者支援も生活困窮者自立支援法で自立につなぐことができるのではないかと思います。

今、国は生活保護の見直しと、この生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保

護基準の見直しを行うとしております。生活保護手前の支援ができれば、生活保護の申請も減ってくるのではないかと思います。生活保護受給者数は平成27年4月には過去最高を更新して以降増加傾向が続いていると報告されております。白浜町での実態と、近年の推移はどうかお尋ねします。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

白浜町の実態につきましては、2月末現在で生活保護者の世帯数が250世帯、314名が受給しております。近年の推移につきましては、若干やっばり増加している部分がございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

生活保護の申請は、年度ごとに見直しがあるとか、また調査があるとか、そういう実態はどうなんでしょうか。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

更新の手續につきましては、白浜町につきましては、生活保護につきましては県への進達という形になりますので、白浜町に対しては更新の手續を受給者さんがされるということはないんですけども、西牟婁振興局におきまして、職員が定期的に生活保護者を訪問しながら生活状況の把握をして、受給資格の判定等をしてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

全国では、生活保護受給者は約216万人だと報告されております。住民の状況に応じた支援に行政が早く気がつき、必要な行政サービスにつなげられるように、ネットワークの構築とワンストップサービスの相談窓口が白浜にも欲しいと思います。制度上無理なんですけれどもね。でも、やはりそういう出張相談もしていただいていると今報告受けましたから、やはりそれから振興局につないでいく、各担当課につないでいくという方法で救えるというか、そういう困窮者の実態が把握できるんであろうなと私も今質問してわかりましたけれども、この法律が施行されて早や1年ですね。制度によって生活保護の前段階からの早期支給ができること、支援ができること、国のデータを見ると、事業実施割合は全国でもやっばりまだまだ低いんですね。研究すれば、地域の負担軽減が可能になる。そういうことが期待される効果もあるということで、医療や福祉の現場で働く人たちの情報も共有し、専門員の配置、先ほど案内ありましたけれども、もう少し事業実施に向けて、白浜町も積極的に取り組んで、生活困窮者対策から生活保護受給者まで自立支援につなげていただきたいと思います。ちょっとお考えを伺います。

○議 長

番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

白浜町といたしましても、やっぱり生活保護に至るまでに何とか相談を受け付けながら振興局にもつなげながらいっていきたいと考えてございます。

やはり、生活保護になってしまったら、なかなかそこから脱出することが難しいので、それに至るまでに就職の支援とか、生活の支援とか、いろいろそこらあたりの部分で相談者と連携を密にしながら対策を考えていきたいと考えております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

やっぱり、これはメニューがたくさんありますし、子どもから若い方、お年寄りまで救済の対象にもなります。

それとあと、目的はやっぱり自立支援につなげていくということだと思うんですね。今後いろいろなネットワークの中で生活困窮者、この支援事業を拡大して、白浜町ももっと取り入れて、予算もたくさんとれるといいなと思いますけれども、よろしく願います。そのことをやはり今まで1年ですから、今後につなげていただきたいと思います。

以上、これで私のこの生活困窮者の質問は終わります。

○議 長

以上で、1点目の生活困窮者自立支援についての質問が終わりました。

次に、2点目の環境防災についての質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

では次に、環境防災についてお尋ねします。

東日本大震災から5年ですね。あのときの未曾有の災害はまだ記憶に新しく、あの連日の報道にどれだけ心を痛め、日本のどこにでも同じような災害が起こり得ると大変危機感を持ちました。広域で激甚災害に遭い、庁舎を焼失した町では、多くの職員も犠牲になり、市、まちの機能が立ち行かなくなっていました。まちが消えてしまい、戻れずにいまだに仮設住宅で過ごされる方のご不自由や、住んでいたまちからやむなく転出されて、何もかも一からの再出発にご苦労されていらっしゃる方も報道で知りました。

この議会でも、当時委員会で現場を視察させていただきました。本当に胸の痛い現場でございました。やはり、どこにでも同じような災害が起こり得るなど、この沿岸にありますこの白浜町でもそういう危機感がありますけれども、白浜町では、あの震災後に地域防災計画の改定版が作成されています。災害に強い環境づくりへの見直しとして、道路政策では大規模災害発生時の救助、救援を支える道として高速道路の延伸が進みました。このほかに、通信網や危険箇所の整備や災害に備えた対策はどのように今日まで進められてきたのか、進捗を伺います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員から、防災対策の進捗についてのご質問をいただきました。

町の取り組みとしましては、東日本大震災以前からの取り組みも含めまして、津波避難対策、住民への情報伝達手段の整備、避難所機能の強化、自助、共助の推進を中心に事業を実施してきたところです。

津波避難対策としましては、津波避難看板の設置を初め、津波避難タワーの設置、避難路、避難場所の整備、津波避難ビルの指定、津波ハザードマップの作成を行い、現在は南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域における津波避難対策の検討に注力しております。

住民への情報伝達手段の整備としましては、主力となる防災行政無線放送の難聴地域の解消に可能な限り対応しながら、その補完措置として登録制メールサービス、安心・安全メールの運用、テレドームを利用した電話サービス、防災情報案内サービスの運用を行い、現在は防災行政無線のデジタル化に合わせた抜本的な難聴対策の検討を進めております。

避難所機能の強化としましては、災害用備蓄の分散化の実施、衛星携帯電話の導入、避難誘導灯の設置を行いました。

自助、共助の推進としましては、自治会や自主防災組織が主体となった防災訓練の実施、防災講演会の開催、避難路・避難場所の整備、災害用備蓄の整備などの取り組みを推進するため、防災訓練や防災講演会への町職員の派遣を行うとともに、町の防災対策事業補助金の制度の充実にも努めてきたところでございます。

以上が主な取り組みでございますが、今後とも防災対策、減災対策につきましては地域との連携を旨とし、常に地域との連携を密にしながら施策を進めていく所存でございます。どうぞご理解よろしくお願い申し上げます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

平成23年の和歌山県南部の大水害のとき、あのとき田辺市内でやはり本宮あたりへの通信が遮断されて、なかなか安否確認ができなかったというのを身近な方からそういう報告があったんですね。衛星無線の配備と今報告もありましたけれども、やはりそれはどのぐらいの例えば量的なものですか、カバーできるのはどのぐらいの地域をカバーできるんですか。今設置できているのは、白浜町として、防災衛星無線、どんなものでしょう。お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

過去の経過から申しますと、日置川周辺地域においては地域防災無線ということで、個別の周波を持って鉄塔を建てて各地域に配備した無線機と通信ができるというようなことで、当時私、防災のときに検討したのが、事業費として約2億円規模のものをデジタル化の関係で整備しなければならないという状況の中で、当時もいろいろ侃侃諤諤しましたけれども、各避難場所のほうに整備しているそういう無線を、町が持つ無線設備ではなくして、公共的にどんなときでも途切れることのない、考え方としては一般の携帯電話、こういうものもあったわけですが、阪神・淡路大震災等々の経過から申しますと、いざそういう災害時に、一般のそういう携帯電話が通信がなかなかできないという状況がありまして、その当時、衛星携帯電話、いわゆる衛星電話ですね、それについては支障を来さずに通信ができるであろうということで、当時その地域防災無線にかわった形で2,000万ぐらいの事業費をいた

だいたと思うんですけども、そういう形で地域の区長さん方に皆さんに集まっていただいて、町の方針を示して、日置川地域には全避難場所というんですか、そういうところに無線を整備してございます。

それと同時に、旧の白浜におきましては、なかなか孤立というのは考えにくいところも旧白浜においてはありますので、それぞれ富田であったり水道であったりという町の支所のほうに衛星携帯電話を整備しているということで、避難場所には整備してないところも十分ありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

やはり、想定できないような事態が起こり得ると。やはり大水害のときも道路が遮断されて、やはり国道も遮断され、そしてその通信だけではないんですけれども、そういう危険箇所などもやっぱり災害に遭われたということの中で、実際皆そういう体験をしたわけで、やっぱりこれ、防災対策というのも今は大きな課題だと思うんですね。今言われていましたそういう衛星無線の配備も、昔静岡県の浜松町であるとか、静岡県、委員会で視察に行かせていただきました。防災先進地ですね。やはり、そのころにも衛星無線欲しいよなというようなみんなそういう報告をしたかと思いますが、やはりこれも予算の裏づけがなかったらなかなかできません。できるだけやはりそういう手厚いというんですか、配備ができたらいいなと思うんですが、それには、常にそういう危機感も持ち、要所要所の拠点をどう見きわめていくかということも大事かと思いますが、防災担当者いろいろ知恵を絞っていただいておりますけれども、そこをさらに求めていきたいと思います。

次に、災害に強い環境づくり、漠然としていますけれども。この検証ですね、そして対策、町の考え方を伺いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

相対的な災害に強いまちづくりということになるかと思いますが。国の示されております国土強靱化という部分と連携する部分ではあるかと思いますが、これについては防災が全て管轄するという部分もちょっと難しいところがありまして、当然人命の救助とかいう部分については消防のほうでされる部分もありますし、自主防災組織であったり、そうしたソフト面の啓発といいますか、訓練である部分については危機管理室のほうで地元と連携しながら行わせていただいています。

あと、公共施設、この耐震化、教育財産については教育のほうでさせていただきますし、道路であったり港湾、これは建設課であったり農林水産課、こちらのほうでさせていただきます。庁舎であったり支所、出張所というのは当然総務の管轄になってこようかと思いますが、それが一体的な補助という形でいただける部分ではなくて、個々の事業計画に基づいて、国からそれぞれのメニューに応じて有効な補助をいただいたり起債を借りたり、そういう中で全体的に進めさせていただいておりますが、おこなっているというご指摘の部分については十分承知しているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

県は、津波から逃げ切る支援対策プログラムを掲げまして、津波から住民の命を守り、死者ゼロにするために河川や海岸、港湾、漁港の堤防強化に10年間で計画的に実施すると報告しています。この対策には、平成27年から避難路や津波避難タワーの整備なども実施するとしておりますけれども、これは白浜町内にもこの計画策定に入っているんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

和歌山県が策定した津波から逃げ切る支援対策プログラムということのご質問だと思います。

議員がおっしゃられました和歌山県が今後10年で取り組むこととしている事業についてでございますが、これは大きく2つのテーマに分かれてございます。

1点目は、県内の港湾、漁港を対象とした堤防等の整備、これについてであります。白浜町内の港湾、漁港につきましては、事業計画というものはされてございません。

2点目は、東海、東南海、南海3連動地震による津波避難困難地域を対象とした避難路、避難施設、堤防、護岸等の整備。こういうものでございますが、当町におきましては、3連動地震による津波避難困難区域というものはございませんので、こちら事業の計画は県のほうではされていないと。白浜町については、この計画に基づいてはされておられません。

ただ、巨大地震というものの想定がございまして、これは過去にも経験がないんですが、千年、万年に一度発生するかどうか、そうした可能性から巨大地震というものの想定がされてございますけれども、なお、この津波から逃げ切る支援プログラムでは、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域については、その対策を関係市町と協議して今後策定していくこととされてございまして、南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域が存在する当町、白浜ですね、白浜町においても、現在その南海トラフ巨大地震、こちらによる津波避難困難地域における津波避難対策、これにつきましては、検討ワークショップを設置してございまして、県及び町に加えまして、地元自治会、また自主防災組織、白浜警察署、消防署参加のもとに現在津波避難対策についての協議を続けているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

お尋ねしたいんですが、自主防災組織、当初からしたらかなり組織率も上がっていると思うんですが、現状どうでしょうかね。これ、やはり地域の防災力というのは格差があると思うんですね。やはり、その辺は十分チェックされていて、ご指導いただいているかと思うんですが、例えば備蓄についても地域格差ありますよね。その辺はどう捉え、どう今後地域に指導していくかというのもお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

自主防災組織につきましては、過去から設立に向けて議員各位から推進すべきだというご

意見をいただいた上で、我々防災、危機管理室のほう为主体となってその啓発に努めてございまして、今ちょっと手元に率というのは持ってないんですけども、だんだんと進んでいるということは間違いございません。後ほど数字はご答弁させていただきたいと思っております。

あと、備蓄につきましては、基本的には白浜町で全ての町民の方の避難に対して、また観光客を含めると膨大になりますので、全てを備蓄するというのはなかなか難しいものだと思いますが、そうした中でも分散備蓄ということで、中長期的に避難しなければならないような町の施設について、分散備蓄を行って進めております。

ただ、地域が持つ一時的な避難場所と申しますか、早急に逃げる避難場所についての備蓄につきましては、それぞれの自治会であったり自主防災組織のほうでも備蓄をいただいているということはお聞きしておりますし、そうした部分について、町の支援もございまして。

ただ、食料品という部分につきましては、やはり賞味期限もございまして、そうしたところから、なかなか一回整備してもまた更新をしていかなければならないという費用的な部分もありますので、そういうのも勘案されて自治会、自主防災のほうでもご検討いただいていると。

ただ、基本的な町の啓発としましては、やはりこうした特に津波ですね、心配がある、避難しなければならないということでございまして、まず自分の分と申しますか、そういう食料品については自分のほうで避難物資のほうに常にやっぱり点検していただいた上で、避難場所へ持ってきていただくというのが一番の根底なんだろうと思っております。その部分については啓発をずっと進めておりますが、そうもいかない方もいらっしゃると思いますので、そういう部分については、町ができるだけ備蓄資材を備えておくというような考えで進めさせていただいております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

防災について、最後になります。

以前、経済団体の方々と何回かワークショップされておりましたね。和歌山大学の照本先生を講師にお迎えして。私も経済団体のほうからそこへ参加させていただいたんですが、やはりあれも一定の啓発としては効果があったかなと。各種団体から来ていますから、持ち帰ってそこで報告したり、自分たちの地域を知るといってそういうワークショップができたんですが、これ、いかがなんですか。やはりまだまだこれはどうなっているんだ、継続してやらないのかというような問い合わせもあるんですが、白浜町はどうお考えでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

経済3団体の方々からも町の防災に対しての連携と申しますか、そういう部分についてはご協力いただけるように、いろんな提言をいただいております。

ワークショップのあり方もいろいろあるかと思っておりますけれども、そうしたことについては町としても積極的に協力いただいた上で、あり方というのはいろいろあると思っております。

食料品を例えば有効的に活用するのであれば、土産物屋さんの土産物を緊急的にはご提供いただくとか、そういう考え方も出てくるんだらうと思いますけれども、そうした部分についてはいろんな形でご協力いただけるように、そうした会議が持てるようには進めていきたいと思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

連携というのは、日ごろのやっぱり関係が大事ですから、やはりせっかくワークショップでいろんな各種団体、参加してきていただいておりますし、白良浜からの避難訓練もしましたね。やはり、そういう常に連携できるような情報の共有をするというのは大事かと思えます。やっぱり、町がリーダーとしてそういう呼びかけをした中で、住民の方にいろいろ啓発をしていただければと思います。今後よろしく。大丈夫ですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘の部分についても、経済団体の方からもより一層強力に連携をつくって、構築して進めていこうではないかというご提言をいただいておりますので、それは積極的に進めてまいりたいと思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

わかりました。

次に、ちょっとエネルギーの質問をさせていただきます。

和歌山県が進めてきた地域グリーンニューディール基金事業では、二酸化炭素排出抑制対策事業費など補助金、再生可能エネルギーなどの導入推進基金を活用して、災害に強く、環境負荷の小さい地域づくりを推進するため、防災拠点などへ再生可能エネルギーの導入を推進してきました。二酸化炭素排出抑制対策事業費など補助金や、公共施設再生エネルギー導入推進事業では、町が所有する防災拠点などの施設に対する再生可能エネルギー導入、高台などの避難場所に至る避難路への太陽光発電設備と蓄電池を併設したLED誘導灯の導入、防災拠点などへの木質バイオマスを利用する設備の導入などの防災拠点における再生可能エネルギーなどの復旧と、導入した再生可能エネルギーなどによる発電量、そして設備導入によるCO₂の削減量、バイオマス利用量など基金事業の目標を明確にし、数値目標を定めています。

白浜町では、平成25年度に避難場所への避難誘導LED誘導灯の21基の設置事業が実施されたと記憶しているんですが、これで全ての避難場所に至る避難路へ太陽光と蓄電池を併設したLED誘導灯の導入はできたのかお伺いします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

避難誘導灯の導入ということです。

このお答えの前に、先ほどの答弁漏れの部分で、自主防災組織の結成状況ということですが、町内会単位で考えますと、67の町内会がある中で、自主防災組織の数は61ございまして、現在結成の検討をいただいている町内会が2という数字で、大体100パーセントとはいきませんが、大方の部分は結成いただいているという状況でございます。

ただいまご質問のありましたグリーンニューディールに関する部分ですが、平成25年度に整備いたしました太陽光発電と蓄電池を搭載したLEDの避難誘導灯につきましては、国、県と設置箇所や事業費について協議を行いまして、避難生活をする避難所のうちの中核的な役割を担います町が開設する避難所21カ所について事業を実施したものでございます。

そのほか、町では以前から国の補助金を活用するなどして避難生活をする避難所や、津波からの初期避難場所にあたる避難路を照らすための避難誘導灯を整備してきましたが、特に津波からの初期避難場所に至る避難経路となりますと、これは数限りないといえますか、無数にございます。町で整備した避難誘導灯でカバーし切れているというものにつきましては、そのうちでいいますとごくわずかなものにしかならないとは思ってございます。

なお、地元の自治会とか自主防災組織の方々が主体となって避難誘導灯の整備に取り組まれているところもございます。このような取り組みに対しましては、町としましては補助金ですね、防災対策事業補助金、こちらを活用いただいているというところもございます。

全体としましては、この防災だけではなくて、まちづくりのほうでも補助させていただいてございます街路灯、防犯灯ですね、防犯灯につきましてもLED化を進めておりますが、ここは電柱とかに懸架させていただいている部分が多くございますので、太陽光であったり蓄電という設備については共存していないところがございますけれども、災害が発生したということになれば、電気が途絶えたとなれば、やはり太陽光と蓄電という形が避難誘導灯としては有効な手段なのかなどは思いますが、全体としてはごくわずかということになります。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

報告をいただきました。やはり、自分の命は自分で守る。まず避難してくれ、高台へ逃げてくださいということなんですが、やはりまだまだ設置が及ばないところに手厚く、それはどのぐらいの予算がかかるかわかりませんし、数が多いですから、何百ですから、一遍にいかないんですけども、やはり必要なところですね、ちょっと点検されて、やっぱりそういう配置を充実させていただきたい。

それから、災害時に避難場所にもなるであろう公共施設なんですけれども、高台移転を要する箇所はないかお尋ねします。最近、周辺の自治体でもそういう高台移転、よく報道されておりますけれども、白浜町のそういう考え方も伺いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

公共施設の高台移転ということにつきましては、避難場所という点につきましては、何カ所か巨大地震が来たときには浸水すると想定される場所は数カ所ございます。そこを高台移転するのか、例えば場所を変えるのかということになりますしょうが、津波だけに想定されて避難場所を開設するかどうかというのは議論の分かれるところであろうかと思えます。

特に、当町におきましては、巨大地震の津波というのも大変対策というのは重要でございますが、毎年襲来します台風での浸水であったり風水害ですね、そちらの避難場所としては現在の部分は十分有効に避難場所として活用できる部分がございますので、これは将来的な考え方を持って整備していくべきだなというふうには思っております。

また、避難場所以外の公共施設、いろんな施設、教育施設もあれば保育所、行政事務所、いわゆる日置川事務所であったり富田事務所という部分もあろうかと思いますが、こちらにつきましても、一部巨大地震の津波想定では浸水するところがございます。これらについても、将来的にどうしていくかという全体的な考えのもとでどういう活用を図っていくかと、どういう対策を講じていくかということは検討しなければならないと思っておりますが、高台移転という形で取り組むのか、どうするのかは今後検討しなければならないと思っております。現在想定しているのは、千年、万年の巨大地震での浸水の対策になりますので、少し期間については猶予をいただきたいなど、このように思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

今の報告の中では、やっぱり多少施設で考えなければいけないところもあるんだという報告ですね。やはり、その辺は町の方向性というか、年次計画も要るでしょうし、なかなかそう一遍にいかないのはわかるんですけども、洗い出した中で、やはり協議はしていただきたいですね。一遍に難しいというのはわかるんですけども。

それと、よく言われるのが、消防の屯所の低いところがありますので、その辺も要望がよくあるんですけども、そういうところもやはり見直していただいて、順次年次計画の中で建て直しであるとか移転していただいている報告は聞いておりますけれども、やはり住民の命と財産を守るということでは防災についてはやっぱりそういう避難場所、まず避難する、自分の命は自分で助けてよというか、そういうことも啓発するんですけども、公共施設というのも住民の一番頼るところでございますので、町の方向性というのもきっちり検討していただきたいと思います。

それでは、次にお尋ねするのは、地球温暖化防止実施計画では、温室効果ガス5パーセントの目標が制定されていまして。実施検証というのはできているんでしょうか。主電源を切り、コンセントを抜くだけで私たち家庭でも年60キログラムのCO₂の削減になって、年3,400円の削減になるそうです。町ではどのようなことを実施してきたのか、お尋ねします。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外（生活環境課長）

地球温暖化対策に伴う町の事業ということでございます。生活環境課におきましては、いろんな講演会なり省エネセミナーを開催するなどして、各家庭での省エネに取り組む、また事業所においても省エネに取り組んでいただく、このような啓発活動を主に実施しているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

なかなかその啓発が見えてこないんですね。庁舎の削減も実質的にどうなのかと。策定はされましたけれどもどうなのかというの、やはり時々には報告していただくであるとか、それによってやはりその意識を高めるといいますか、そういうことになろうかと思えます。

それでは次に、災害時に再生可能エネルギーにどう転換し、住民を守れるのか、町が所有する防災拠点などの施設への再生可能エネルギーの導入状況。先ほど誘導灯は伺いましたけれども、そこで収容した住民をどうするか。電気も使えないであるとか、いろいろそういうことの協議はされているかと思うんですけれども、防災拠点施設への再生可能エネルギー、その状況はいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

先ほどの説明とも重複いたしますが、現在のところ各指定避難場所に対してグリーンニューディール基金をした再生可能エネルギーという部分での行った事業というのは誘導灯の設置を行ったのみで、ニューディール基金を使って避難所での再生可能エネルギーという部分については進んでいないということになろうかとは思えます。

ただ、再生可能エネルギーだけでその避難所が運営できるのか、ここは化石燃料等もございまして、当然再生可能エネルギーで使う例えば発電機という部分につきましては、やっぱり今の段階では私は化石燃料、こちらに頼るほうが物が違うといえますか、原材料が違いますので、それを整備することによって長期的になる場合には、その原材料、いわゆる石油であったり灯油であったり、そちらのほうが今の段階では供給しやすいのではないかなという部分もありますけれども、ただ太陽光であったり、例えば木質の化石燃料であったりという部分については、また機械が違ってくるといいますので、それをいろんな形の中で並行しながら再生可能エネルギーの導入を進めなければならないとは思っておりますが、再生可能エネルギーだけで避難所を運営するという部分につきましては、なかなか今のところはちょっと難しい、並行しながら進めていかなければならないなどと思っております。

ただ、議員ご指摘の再生可能エネルギーを避難拠点施設へ整備できているのかというご質問については、今のところはできていないという状況が答弁とさせていただきます部分になろうかと思えます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

昨日の一般質問でもありましたが、太陽光発電について、私も少しお尋ねします。

近年、町なかでよく見かけるようになったソーラーパネル群ですが、設置についての許認可というのはあるんでしょうか。売電できることから、事業として設置されている事業所もありますけれども、電力供給や売電についての市場の現状というのはいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

現在、太陽光パネル等を設置する場合に、土地の状況により、法としましては森林法や宅地造成規制法、また農地法でありましたり、和歌山県が条例化しております景観条例といっ

た法律や条例に基づいてそれぞれ許可や届け出を行い、規制というものがございます。

しかしながら、太陽光パネルそのものの設置に対しましての許認可というものではございませんので、その辺については少し違う部分があります。

また、電力供給の売電の市場につきましては、家庭や事業所等において太陽光で発電された電力のうち、使い切れずに余った電気の買い取りを電力会社に義務づける太陽光発電の余剰電力買い取り制度、こちらが開始されたことや、再生可能エネルギーの固定買い取り制度、こちらを導入して買い取りの価格が保障されたことによりまして、価格が安定したことで企業や個人が参入し、再生可能エネルギー市場は拡大傾向にあるというふうに認識してございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

実は、そのソーラーの反射光による影響について、近隣住民からの相談を受けました。問題はないのか、白浜町ではどう捉えているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

太陽光パネルの設置に伴う反射光の影響についてですが、パネルからの反射光によるまぶしさや温度の上昇といった面で問題になっているということについて、一部では司法の場に及んだような状況もあるということは認識しているところでございます。ただ、トラブルが発生する時間とか場所、こちらも限定されているため、大きなトラブルに発展しているところについては白浜町内でも数は少ないんだろうと感じているところでございます。

また、この問題は特に屋根に設置している太陽光パネルよりも、地上に設置されている太陽光パネルの問題が多いようにも思っております。ただ、屋根に設置されるパネルでも司法の場で係争中の部分もございまして、それについても認識しているところでございます。

パネルのそれを規制する部分というのは特になんですが、パネルの設置位置や角度の調整、反射光のこの防止シートというものがございまして、そういう部分については近隣でトラブルの起こらないように、当然これ市民の話になってこようかと思うので、その辺についてははしていただきたいというふうに思いますが、行政でそこを指導するというような法整備であったり、そういう部分については現在のところないと。我々のところについても、そういうトラブルについてはお互いのお話し合いであったり、そういう対策で解決していただきたいと、このように思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

昨日町長は、全国で管理や景観について問題もあると報告されておりました。

全国で、ソーラーの設置による問題発生 of 判例、事例。今、課長のほうからありましたけれども、報告あります。少し紹介しますと、2012年4月に、横浜地裁は横浜市内の住民2人がソーラーパネルを自宅の屋根に取りつけた男性と設置工事を請負った住宅会社を相手どって、一部パネルの撤去と損害賠償を求めた訴訟について、原告側の訴えを求める判決を

出しています。2015年9月には、ソーラーパネルからの反射光の影響で自宅の室内に熱がこもり、熱中症になったとして、パネルの設置者に対して神戸地方裁判所に訴訟が起こされており、それから自治体の事例としては、京都市や奈良県では美観とか景観保全地区及び環境保全地区内での太陽光パネルの設置について制限があると。それから、土砂災害の警戒区域内で、ソーラーパネルの設置に当たって無許可で掘削が行われ、土砂崩れなど土砂災害のおそれがあるとして社会問題化している例がある。それから茨城県鬼怒川では、2015年9月の台風18号の影響による豪雨災害で堤防を越水したが、堤防の越水箇所がソーラーパネルの設置工事によって高さが2メートルにわたり削られていたことが判明しています。設置箇所の問題や工事による人的被害も出ていると報告されています。

現在、我が国の主要なエネルギー源である先ほど課長の説明にもありましたが、石油、石炭などの化石燃料には限りがあると。そのエネルギー資源で化石燃料のほかに太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。

これらは再生可能エネルギーで、石油などにかわるクリーンなエネルギーとして政府はさらなる導入普及を促進しています。

古い話なんですけど、平成20年に環境問題として一般質問しました。和歌山県は、県土の約77パーセントを森林が占めて、伐採などの整備を必要とする森林が多く、その木くずの有効利用や二酸化炭素排出量の削減につながる木質ペレットは、石油の代替燃料だけではなく、そのような資源を有効利用できる。県でも県内での消費と供給について研究されていて、また、この熱源を田辺市の宿泊施設の館内給湯や浴場の燃料として使い、数年でボイラーの設置費用の減価償却ができて、そのうえ、温暖化対策につながると検証報告されました。

白浜でも、公共施設や宿泊施設、浴場への活用など、燃料費の高騰時の代替燃料として十分メリットの出るものだと質問させていただいているんですけど、そのころ研究されたかどうか。というのも、その後の報告もないですし、余りそういう対応ができてないと思うんですけども、そういう安全、安心な新エネルギーですね、それを災害時の対応、そして研究していただけたらと思うんですけど、一つご紹介します。日本地熱学会の報告によると、地熱発電というのも一つ、地下深くにあるマグマの熱を利用するんですけど、日本だけではなく、海外でも古くから研究が進んでいまして、しかし、これは一部の地域でしか利用できず、高額な設置費用を考えると、住宅用には向かないようです。ただ、住宅用には地下浅いところと地表との温度差を利用した冷暖房、すなわち地中熱の利用が研究されてきました。この地下浅いところの地表との温度差は、身近なところでも体感できて、例えば夏どんなに気温が高くても、井戸の水は冷たい。そして、冬、どんなに寒くても洞窟の中は暖かい。これは、外気温と地中の温度差によって感じられるもので、言いかえると、気温は季節によって大きく変わりますが、地中温度は年中安定しているということが出来ます。そのため、春や秋においてはこの温度差はほとんど利用できませんが、夏、冬においては冷暖房に利用することが出来ます。

それから、この土が持つ2つの性質からしますと、断熱性を持っているので、カエルやヘビなどが冬眠するのは外気がどんどん冷えていっても土の中は冷え込まないからで、天然の断熱材の役割があると。このことについては、日本旅行業会もこの調査をされていると報告

されています。

それで、土は熱を伝える性質があるんですけども、夏、地表面が太陽からの強烈な日射などによって暖められますが、その熱が徐々に地中深く伝わって行って、例えば地下5メートルでは1年を通じて15度から18度の安定した温度だそうです。

環境省では、平成25年ごろに温泉エネルギー活用加速化事業、これ温泉発電設備の補助事業や、温泉施設における温暖化対策事業の公募がありました。現在ちょっと調べていないんですが、ヒートポンプによる温泉熱の熱利用事業とか、温泉付随ガスの熱利用事業などですが、このような研究を白浜でも地熱であるとか、温泉を活用した事業事例、これ調査研究されてみてはいかがかと思いますが、今の、こういう私調べてきていたんですけども、このことについて、クリーンエネルギー、地熱、温泉、地域の特性を生かしたそういう開発に向けて、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、ご指摘いただいた件につきましては、やはり再生可能エネルギーの位置づけですね、これは非常にこれからの時代の中ではかなり重要になってくると思います。まず、このエネルギー源として、永続的に利用することができるかと認められるというふうにこの再生可能エネルギーというのは規定されておりますので、太陽光、そしてまた風力、水力、あるいは地熱、あるいはバイオマスだったり、いろんなエネルギーが考えられるわけですけども、白浜町でいえば、今も温泉熱についてどういうふうに利用できるのかということも水面下のほうでも、民間のほうでもいろいろ研究されておりますし、いろんなところでこれをどういうふうにエネルギーに利用するのか、あるいは経済的な効果を持ったそういったいろんな例えば養殖に利用できるとか、そういったことも含めて検討しております。

やはり、具体的にはこれから日本ということ、資源を考えますと、やはり先ほどから出ていますように石油とかいろんな資源にいつまでも頼るといことも難しいということもありますので、化石燃料だけではなかなかエネルギーは供給できないと思っておりますので、今後この自然エネルギーといいますか、再生可能エネルギーにつきましても、白浜町としましては、一部のところでもやはり今現在太陽光の部分が進んでいたりします。これは民間とそれからまた公共の部分と違いますけれども、県のほうでも昨日も申し上げましたように、空港ののり面のところにこの太陽光の発電が可能かどうかということは今現在も進んでおりまして、そういったことも含めて、私は場所とかそういったものをきちんと精査すれば、太陽光も十分活用できるというふうに思っております。ロケーションが非常に大事だと思いますので、景観を損ねることのないような、そしてまた住民の方に、町民の方に迷惑のかかることのないようにしなければいけませんので、これはまた官民挙げて連携をして取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、総合的にこれからエネルギーというのを日本、我が国として、あるいは町として検討していかなければいけない、研究していかなければいけないというふうに思っておりますので、また議員各位のご指導のほどをよろしく申し上げます。

○議 長

7番 水上君(登壇)

○7 番

今の町長の報告の中で、温泉熱を利用した研究はもう今進んでいるんだと。それは担当課はどこですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

担当課につきましては、観光課が今ちょっとその部分についてはやっておりますけれども、特にここの観光課がその職員をつけてやっているということではございませんので、観光の部分で今進んでいるところがございます。それと、総務課がこの温泉熱については窓口になっております。

○議 長

7番 水上君(登壇)

○7 番

温泉地ですから、やはりその活用というのは望まれるところですが、現状まで今どこまでどう調べてどの辺まで活用できるめどが立っているのかどうか、そこを最後にお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外(副 町 長)

町長今ご答弁申し上げましたけども、一応県のほうでそういうふうなお話がございます、県ともども温泉会社の方々、あるいは事業者の方々にお集まりいただいて、協議会を設置してやっているというところなんです、やはりその蓄電能力、あるいはその温泉を導水して、いわゆるその温泉排水をどういうふうな目的で使用するかということについて、なかなか決定的な事業化がまだはっきりと決まっておきませんので、まだ今のところは協議段階というところでご理解いただきたいと思います。

○議 長

7番 水上君(登壇)

○7 番

平成25年に環境省がそういう事業を募集して、やはりもう何年かたちますから、ある程度報告も出ているんじゃないかと思います。そういうところも研究されて、温泉の活用につなげていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって水上君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時です。

(休憩 10時50分 再開 11時00分)

○議 長

再開します。

10番廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は一問一答形式です。

10番廣畑君、まず1点目の病児保育についての質問を許可します。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

病児保育についてお尋ねをいたします。

以前も、1年ほど前ですか、お尋ねしましたけれども、この病児保育について、やはり今共働きの世帯などが多くて、大変需要があるように思いますし、例えば今申し込みますと、例えば子どもさんが風邪などで登園できない、あるいは登園してもすぐに迎えに来いよというふうなことの中で、病児保育申し込みますと、そういう流行性の風邪のときなどは、インフルエンザなどのときは、白浜町から田辺市にお願いしておるわけなんですけれども、なかなか行かない、行けないというふうなことがございます。そういった中で、今の現状などについてお尋ねしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

廣畑議員から、幼児保育についてのご質問をいただきました。

病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気になったとき、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童の緊急対応をする事業で平成27年4月時点、県下で病児保育事業を行っている市町は9市町で、11カ所ございます。そのうち、田辺市以南では、議員ご承知かと思いますが、田辺市の赤ちゃんとかどものクリニック「Be」だけとなっております。

当該施設は、田辺市からの補助対象事業として実施しており、定員は6名となっております。今年度の白浜町の子どもの利用は述べ17件あったと聞いております。

病児保育の対象は、病気の快復期に至っていない児童や、快復期であるが、集団保育が困難な児童であるため、その実施場所は病院、診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室を有していること、調理室を有すること等の要件のほかに、利用児童数に応じて看護師や保育士等の配置基準もあります。町内の既存の保育園及び病院での事業実施は、現状の施設のままで要件を満たさないため、整備が必要となり、また看護師、保育師の人員確保の面でも大変難しい状況でございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

以前もお尋ねしたわけなんですけど、やはり先ほども言いましたけれども、若い子育て中の皆さん、ひとり親家庭だけではなく、やはり共働き家庭がふえてきておる。そういう中で、やっぱりそういうことが町として必要であるん違うかなというふうに思います。やっぱり、安心して働ける。今なかなか働くことができない、あるいは働いても収入が少ない、それによって所得が少ないというふうなことになってきますし、一生懸命働いておる、そういった子育て世代の方々に、そうしたサービスといいますか、支援をしていく必要が大いにあるというふうに思うんですけれども、担当課としましてどのように考えておられるのかというこ

ともお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

廣畑議員からは、平成25年第4回の定例会の一般質問のほうで病児・病後児保育についての質問をいただいております。

町としましても、その後、はまゆう病院が今度院内保育所をつくるということで、病児保育実施可能かどうか、要望のほうをさせていただいていたんですけども、いろんな要件で実現に至りませんでした。

廣畑議員先ほど言われたとおり、子どもさんが病気になって、熱が出て、保育園から迎えに来いよということがたびたびあるということも保育園からも聞いています。その病児保育の必要性につきましては十分認識しておりますので、今後その実現に向けて検討していきたいと考えてございます。

○議 長
10番 廣畑君（登壇）

○10 番

町長の答弁、それから担当課長の答弁の中に、やはり支援をしていきたいというふうに僕もとったわけなんですけれども、年間の17件の需要といたしますか、これが多いか少ないかということを見ることもあるわけなんですけれども、やはり今後の子育て世代への支援としては、やっぱりこういったこともしていかなんだら、手当てをしていかなんだらあかんのと違うかなというふうに思います。

それで、この検討の中に、その面積要件とかいろんな受ける側の、子どもさんを受取る側のいろんな条件があると思うんですけれども、そうしたその条件を満たす、以前ははまゆう病院というふうなこともありましたけれども、それがかなわなければ、保育園なりの建設をするというふうなことがありますので、そういったところへお願いをしていくというふうなことはできるのでしょうか。あるいはお医者さんの、田辺市はBeクリニックというふうなことになっていますけれども、そうしたことについて、保育園で受けていく、特別のやはり部屋をつくって感染しないような手だても必要ですので、そうした国の制度も含めて、今後その課題の具体的なところでお尋ねをいたしたいんですが、どうでしょうか。

○議 長
番 外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

現在、新築の移転の予定のある社会福祉法人におきましても、病児保育室の整備及び看護師、保育所の人員の問題も含めまして、現在検討いただいているところでございます。

また、病院でのということなんですけれども、白浜町内の病院ではなかなか難しいんですけども、田辺市の赤ちゃんとかどものクリニックさんのほう、今田辺市の委託を受けてやっているんですけども、その部分についてもこれからまた田辺市とも話していかなければならない状況もあるんですけども、それをファミリーサポートセンターのような形で広域でやっていけないかということも検討していきたいと考えてございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

病児保育の場所、それから人員などについても、ぜひそうした保育園の社会福祉法人などとも協議しながら、やはり早い機会に町が主体となってこの問題に取り組んでいただくということで、今の答弁を聞きまして、進んでいていただきたいなというふうに思いますので、この質問はこれで終わります。

○議 長

それでは、1点目の病児保育について終わります。

次に、2点目の国民健康保険税と町税についての質問を許可します。

10番廣畑君。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

それでは、続きまして国民健康保険税と町税についてということですが、特にここでは町税というよりも国保の問題というふうなことで質問させていただきます。

徴収と滞納処分についてお尋ねをします。

まず、徴収についてであります。国保の課税についてですね、またどのように課税をして、徴収についてどのように行っているかというふうなことについてお尋ねいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

国民健康保険税と町税についてのご質問でございますが、改めて申し上げるまでもなく、国民健康保険制度は、加入者の皆様一人一人が保険料を納め、いざというときの医療費や介護にかかる費用を補う地域に住む方々の支え合いの制度です。納めていただいた保険税は、国、県などの交付金や町からの繰入金などとともに、医療費などの支払いをするための重要な財源となります。健全な事業運営を継続していくため、加入者の皆様には納税に対する深いご理解をお願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

ただいま廣畑議員から国保税の課税及び徴収についてのご質問をいただきました。

国民健康保険税の課税についてですが、税率は現在平成23年度以降据え置かれている状況にあります。ただし、地方税法の改正によって課税の限度額の引き上げ、それから税の軽減対象範囲の拡大などは一部行われているところです。

現在、国保への新たな加入者と、それから国保から後期高齢者に移っていかれる方との関係で、移られている方のほうが多い関係で、国保加入者全体が減少している影響などから、課税額は減少の傾向がございます。

続いて、国保税の徴収についてどのように行っているかというお尋ねなんですけれども、納期までに納付いただけなかった場合、これについては税法の定めにより20日以内に督促

状を送付させていただいております。その後、督促状を送付しても納付いただけない場合もございまして、その場合にはまた催告書として送付をして、再度納付のお願いをしているところでございます。

これらの通知により、ご連絡をいただいた場合にはそれぞれ未納の理由等お聞きして、早期の納付をお願いしているところですが、その後も納付いただかず、滞納額の増加が続く状況等になってまいりますと、滞納処分の手続を進めさせていただくというふうな状況になっております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

手元に、お渡ししましたけれども、平成26年6月1日の国保料、国保税の滞納状況と滞納処分状況の県下の表がここにあるわけなんですけれども、これによりますと、白浜町のところを見ますと、いわゆる滞納の世帯数が730世帯、割合にしまして15パーセントですと、なっております。この15パーセントというのは、県下20町村も含めると21町村ですが、やはり上から数えまして3番目と、こういう滞納者の率になるわけです。このことについて、どのように考えますか。どのようにこの評価をされるのでしょうか。このことについてお聞きします。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

議員おっしゃられたとおり、平成26年6月1日現在の国保の加入者世帯数、これは全体で4,859世帯で、そのうち滞納世帯数は730世帯ということで、国保加入者の世帯に占める滞納者世帯の割合、これは15パーセントということになっております。

滞納金額、個々に多いとか少ないとかそういう違いはございますけれども、加入世帯のうちの15パーセントが滞納世帯となっているという、これは決して少ないと言える数字ではないというふうに考えております。都市部、都会などと比べて、白浜町ですけれども、国保の加入者に占める勤労者の世帯の方ですとか、あと高齢者の割合が高いことが根本的な要因であるのではないかとこのように考えております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

やっぱり、今課長言われたように、以前でしたら後期高齢者医療保険というのはありませんし、それから介護保険料、それから後期高齢などもこの国保の中へ皆入ってきますし、自営業の人たちもだんだん店を閉めていくというふうな今の経済状況もありますし、若い人になかなか仕事がないというふうな状況の中で、国保課税をされて、23年度から4年間値上げしてないということですが、やはり高いというふうに皆思うわけでありまして。

それで、その滞納の15パーセントの人たちに、国保だけの徴収の差し押さえですけれども、この差し押さえの金額ですね、実に件数にしまして368件、1億4,590万727円と、この本税と延滞金含めてこうしたことの差し押さえの金額でありますけれども、このことについては差し押さえの件数も金額についても、町の中で断トツに多いわけです。やっ

ぱり、こうしたことについて、なぜ白浜町だけがこういうふうに出っ出して多いのかというふうなことについて、法令に基づいて徴収していますよというふうなこともわからんですけども、このことについて、答弁をいただきたいというふうに思っています。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

今議員からお話いただいたように、国保税の平成26年度徴収率は74パーセントで、国保の滞納額は2億3,515万1,000円ということでございます。差し押さえ件数は、延べ368世帯ということで、先ほど差し押さえ金額というお話あったんですけども、その差し押さえが1億4,500万余りということになるんですけども、それはあくまでも差し押さえ対象になった方の滞納額全体ということなので、差し押さえた額ということではないので、そこだけちょっと説明させておいてもらいます。

県全体の差し押さえ世帯数に占める割合で比較すれば、白浜町の19パーセントは高いものとなっている状況でございます。また、差し押さえに係る債権額、今言った滞納額の県内の全体に対する割合と比較して25パーセントというのは大変高いものだというふうには言えると、そういうふうには思っております。

各市町村の個別の状況、それはちょっとわかりかねるところなので、単純に比較はできないところなんですけど、白浜町が行っている税の差し押さえ財産のうち、最も多いのは預金に対するものでありまして、実際に入金となった額、これが少額である場合も少なくございません。このため、完納に至らずに再度差し押さえをさせていただく場合もございますので、このことも件数に積み上がってまいりますので、そのことが一つの要因ではないかなというふうにも考えております。

滞納処分については、できるだけ行わずに、自主的に納付していただくのが本意ではございますけれども、現実的には滞納額の増加を招く結果につながってまいっております。

処分の実施にあたっては、常に慎重に対応を求められるというのは当然のことでありまして、そのことを忘れずに徴収率の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

やはり、私も以前滞納されている方と一緒に税務でお話しをしたことがあるんですけども、なかなか生活が厳しい状況であります。そういう厳しい徴税と差し押さえのもとに、町の一般施策にも関心があり、よく批判もされます。やはり、この課税と徴税の公平性だけを説明し続けるということではなしに、やはりその個人個人の実情に合った、実態に合った、例えば文書だけでの相談指導ではなしに、時として訪問をして、生活実態も見つる中で、相手の特性に合ったそういう指導、あるいは徴収のことを相談していくというふうなことが必要であるのではないかなという、やっぱり高過ぎる保険料をなかなか支払うことができんということがあるわけなんです。そういった点について、いかがでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

個人の方さまざまな理由がございまして、画一的にご説明することにはならないんですけども、確かに個別の事情で訪問させていただいてお話を聞くということもこれまでございましたけれども、結果としてその後納付につながらなかった件数がたくさんございます。自主的に納付をいただくということで心がけている中で、突然訪問してお話伺っても、結果としてなかなか納付につながらないということがございましたので、それでしたらこちらからも文書なり電話なりで督促させていただいて、こちらに相談に来ていただくとか、電話で相談させていただいて、その気に積極的になっていただいた時点で納付をいただくということをしてまいることによって、現在少しずつ徴収率が上がっているという状況でございます。

ですから、単に、事情によってはもちろん伺わせていただかなければならない状況もあると思うんですけども、やっぱり積極的に、自主的に納付するということが十分わかっていた上でお支払いいただくということが一番大切であるというふうに考えております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

これで終わりますけれども、やはり来庁して相談をしていくというそういう方法というのも、行く必要もないから文書で済むさかいにいいんですけども、やっぱりそれだけで徴収をしていく、やはりこの根本には税収ということが、国保会計というふうなことがあるのかなというふうに思うわけであります。白浜町だけで考えていくというふうな、もちろん白浜町だけで考えていかならんわけなんですけれども、税収、国保会計というふうなこともかかわってくるのかなと思いますけれども、やはり徴税吏員としても自治体職員であり、住民福祉という観点もぜひ考えに入れながら徴収にあたっていただきたいというふうなことを思うわけであります。

次に、国保税の引き下げのことについてお尋ねをします。

まず、平成30年度から国保の保険者が市町村から県に移行するといいますが、県が国保事業、国保の保険者になるというふうなことを言われていますけれども、そのことについてお尋ねをします。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

廣畑議員から、国民健康保険の広域化についてのご質問をいただきました。

これにつきましては、昨年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。この中で、国保運営のあり方の見直しが示されております。

平成30年度から、都道府県が管内の市町村とともに国保の運営を担うということがございます。都道府県が国保財政運営の主体となることで、安定的な財政運営、効率的な事業を確保できて、今まで規模が小さい市町村では不安定になりがちであった制度の安定化を図ることができそうです。

必要な医療費の財源といいますのは、都道府県が額を決定しまして、これを市町村ごとに納付金として決定いたします。また、この納付金を都道府県に納めるために、市町村ごとの

標準保険税率というのを算定して公表することになっています。市町村は、都道府県が決めた標準保険税率を参考にして自分の町の国保の税率を決めて、賦課徴収して、納付金として都道府県に納めます。そして、資格の管理や保険給付の決定、保険事業などについては今までどおり取り組むこととなります。

給付に必要な費用というのは、全額都道府県が市町村に支払うこととなります。

以上が平成30年度からの国保運営の形となります。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

最初、話を聞きますと、県が全てやってくれるんやと、市町村は何も徴収もすることもないし、やれやれやというふうなことかなというふうな思ったわけなんですけれども、そうではなかったわけでありまして。今の答弁、お話によりますと、やはり肝心なところは町がいわゆる手足となってといたしますか、住民と結びついたところで徴収をしていかんならん、あるいは手当てをしていかんならんというふうなことであります。

そういう中で、この国保の運営の都道府県化を求める過程で、全国知事会が高過ぎる保険料という国保の構造問題があるのやというふうなことを指摘しまして、抜本的な公費の投入を要求したと聞いております。その合意にあたっては、平成30年度をめどに3,400億円の公費を投入することということになりました。それで、今年度、27年度から1,700億円の保険者への支援、これが実施されておりますけれども、厚労省は、この保険者の支援の資料の中で、これに伴い、被保険者の保険料負担の軽減や、その伸びの抑制が可能であるというふうなことで、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善の効果があるというふうに言っておりますけれども、この今年度の支援金の1,700億円に該当する支援金です。町に対して。どのように手当てをしたかということをお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

議員がおっしゃるように、公費の拡大による財政基盤の強化として、平成27年度から1,700億円の国費が投入されることになっております。この1,700億円につきましては、低所得者対策の強化のための保険者財政支援ということでございます。具体的に言いますと、保険者支援制度で支援の額を積算しますのに、昨年度までは積算の対象となっていたのは7割、5割軽減の部分でございましたが、今年度からは2割軽減についても支援制度の対象になっております。それで、支援の額も増加しております。

この支援というのは、国から保険基盤安定制度負担金と、こういう名前で一般会計に入ってきます。そこで、その県の負担金と町の負担を合わせて、今度一般会計から保険基盤安定繰入金として国保の特別会計の事業勘定に繰り入れられます。事業勘定の中でこのお金は保険給付費とか、それから保険事業などの財源に充当されております。

以上でございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

1, 700億円の白浜町への交付にあたっては、今申されましたけれども、まず一般会計で受けて、それから国保の会計へ移るよと。そしてその中で今まで軽減7割、5割、2割とありましたけれども、今回はこの分の今年度は2割軽減のところへ充当していく、あるいは保険の事業で皆さんに、被保険者の方々に還元をしていくよというふうなことであったというふうに思いますけれども、この支援金について、今後も交付があると思うんですけども、やはり基本的なそうした払える保険料、国保料というふうなことで、1人当たりの軽減、減額、引き下げ、そうしたことにも聞いてみますと全国の自治体では取り組んでおるといふふうなところもございます。

それで、そうしたことができんかどうか、検討していただきたいというふうにも思うわけでありまして。そうした点どうでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

平成27年度の保険基盤安定繰入金のうち、保険者支援分といいますのは、26年度に比べて約3,900万円増加しておりますが、一方で白浜町の国保税といいますのは、平成23年度以降税率を据え置いております。

それから、国保加入者の減少、それから高齢者の割合の増加、所得割額の減少、また軽減対象者の増加、こういうことによって国保税の税収というのは減少しているのが現状でございます。

平成27年度の予定調定額と26年度の調定額を比べてみますと、約4,200万円減少しております。

一方で、医療費といいますのは、国保加入者数というのは減少しているんですが、1人当たりの医療費というのは増加しております。こういう状況で、財政的に大変苦しい運営が続いております。

先ほども説明させていただきましたが、平成30年度には改革があるんですけども、この30年度までに赤字を出さないためには、29年度の税率改正も検討が必要であると考えております。

先ほど説明させていただきましたが、平成30年度からは国保税の決定と賦課徴収についてはまず県が市町村ごとの納付金を決定します。あわせて、市町村ごとの標準保険料率を算定して公表することになっております。市町村はこの標準保険料率を参考にして、自分の町の国保の税率を決定して賦課徴収することになります。徴収したものを納付金として県に納めます。

納付金の算定のルールといいますのは、基本的には年齢構成の差異を調整した医療水準と、そして所得水準、これを考慮して県が決定することになります。こういう状況ですので、平成27年度からの国費による支援金を使って国保税を引き下げるといふことはできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

今の中で、そうした年間の1,700億円の全国でそういう中での支援金だけでは、その

場限りの国保の今のこの形態を変えていく、負担を変えていくというふうなことがなかなかできんように思うんです。

それで、例えば4つの型で平等割、均等割、それから資産割、それからもう一つありましたね、課税の4つの形、この中で、やっぱり均等割ですね、いわゆる人数ですね、その世帯の人数、これに例えば子どもさんが1人目、2人目、3人目と、3人おられるところだったら、それだけどんどんふえていくわけですね。軽減をかけていくということも7割、5割、2割というふうなこともあるわけなんですけれども、こうした子育て支援、子育ての世帯を支援していくというふうなことも含めて、その支援金の中で、支援費の中で何とかならんのかなというふうなことも思うわけです。やっぱり病気になって、先ほどもBeクリニック、病児保育の話も質問もしましたけれども、大変報道でもテレビなどでもいろんな家庭の報道がされております。びっくりするような、ほんまに痛ましい事故などもありますけれども、やはり自治体として住民の福祉、こうした医療の問題できちんと手当てをしていくというふうなことがほんまに必要なというふうに思います。

国保会計で、収支きちんとせなあかん。この間もいろいろ課長からのお話も聞きましたけれども、やはり手当てするところは思い切って町費を使っていく、一般会計の繰り入れもされていると思うんですけれども、そうしたことも含めて、この30年に向けて、あるいはこの30年以後も県が運営主体となって取り組んでいく中ででも、一般会計から繰り入れしていたらあかんよというふうなことは国は言うてないように聞いております。それは国会の論戦で明らかになっておるわけなんですけれども、そうしたところで、どこにこの焦点を当ててこの国保、もちろん国保会計を運営していかんなんということはありませんけれども、やはり住民の福祉をどういうふうにしていくのか、もちろん滞納処分、こうしたことを一方でしながらですけれども、根本的なところは地方自治体にとって住民の福祉は一体どうなんかなというふうなことをやっぱり問われる。職員としても問われると思います。姿勢といいますか、そういったことも問われてくると思います。お金の問題、大変でありますけれども、そういった研究も、値下げができる研究も十分していただいて取り組んでいていただきたいと思うんですが、そのことについて町長どうでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今廣畑議員からご指摘いただいたように、町としましてもやはりこの住民サービス、特にこの行政の中で税の徴収ですとか、あるいは今までの介護の部分、福祉の部分、これについては、総合的に県、国の動向も注視しながら、やはり住民保健課が中心になって取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

税の徴収につきましても、これは法に基づいて適正に行っておりますけれども、とりわけ町の支出につきましても、これも予算案としては議会に提案をさせていただいておりますし、議決を経た上で予算に基づいて適正な支出を行っておりますし、今後も行っていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 廣畑君(登壇)

○10 番

30年に向けて、自治体と国とのいろいろな協議があるというふうに聞いてございます。やはり、和歌山県として、知事会などで発言をしていく、あるいは町村会として参加をして発言をしていく、やはり住民の立場に立ったそうした国保財政へ向けて、ぜひ努力をしていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

○議 長

以上をもって廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時です。

(休憩 11時45分 再開 12時57分)

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

諸報告を行います。

本日、議会散会後に総務文教厚生常任委員会の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

引き続き一般質問を行います。

8番楠本君の一般質問を許可します。

楠本君の質問は一問一答形式です。

8番、楠本君、学習指導要領の質問を許可します。

8番 楠本君(登壇)

○8 番

それでは、通告順に従いまして、3月議会の最後の質問をさせていただきます。

まず、開会前にけさほど東日本大震災で亡くなられた方々に対しての黙禱がございましたけれども、衷心より哀悼の誠を捧げたいと存じます。

それでは、組み体操と安全対策に入る前に、ちょっと皆さんも新聞折り込みでご存じだと思うんですけども、これは教育委員会、回答要りません。

子ども育成通信に載っておりました。昨年の8月19日第4回中学生議会が開催されました。白浜の子ども育成通信で拝見したところであります。町長初め、幹部職員の皆さんが真摯な答弁をされたと記されております。質問事項も議員顔負けのなかなか町民目線の項目がございまして、18歳選挙権が近づいていることもございまして、やはり中学生時代から町政、行政に関心を持ってもらうことは大変大事なことだと思いますし、また今後とも青少年育成会議の中においても今後続けてもらいたいと思います。

それでは本題に入ります。

既にもう質問内容は通告しておりますので、簡潔に答弁をしてもらえたらというふうに思います。

このことについては、新聞、さらにはインターネット等でも運動会の花形として定着している組み体操の事故が昨年秋より大阪の八尾市の中学校で起きた動画サイト、テレビでも放

送されておりましたけれども、全国各地で事故が多発しているところでもあります。四つんばいになって重なるピラミッドと、さらには肩の上に立つタワーのだんだんとその巨大化が進んで、年に全国で800件を超える事故が報告されております。また、自治体においては高さ制限に踏み切る自治体もありまして、文部科学省においても教育委員会に対策を講じるよう命じたと報告されているところでもあります。

それでは、何点かお伺いしたいと思います。

1つ、県の教育委員会、我が町の教育委員会の取り組み状況をお伺いしたいというふうに思います。インターネット上では現場の教師が戸惑っていると聞きますけれども、白浜町での現場の声はいかがなんでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 鈴木君（登壇）

○番 外（教育長）

ただいま楠本議員から、組み体操と安全対策についてのご質問をいただきました。

まず初めに、和歌山県教育委員会及び白浜町教育委員会の取り組み状況からお答えをいたします。

和歌山県教育委員会より、2月の15日付の通知文で、各市町村の教育委員会に対し、体育授業を初め、体育的行事の全体計画や実施内容、また運動部活動の練習計画や指導方法について見直しして、来年度の実施について安全管理、それから運営体制に万全を期するよう指導がございました。

この通知を踏まえまして、白浜町教育委員会でも各小中学校に安全管理と運営体制に万全を期する指導とともに、組み体操の実態把握を行っております。その実態把握では、体育大会、運動会で実施している学校は、小学校で11校分の9校が組み体操を行っております。中学校は、4校とも組み体操はございません。そして、小学校で実施しているピラミッドでは、一番高いピラミッドは7段です。しかし、この7段ピラミッドといいますのは、議員もかつてピラミッドを組んだかと思えますけれども、当時の中学校のピラミッドは5段でした。5、4、3、2、1の15人態勢でピラミッドを組んだわけでございますけれども、今この小学校の7段ピラミッドといいますのは、大体60人から70人態勢でピラミッドをつくるという形でございます。15人のピラミッドじゃなしに、本当に大勢の子どもたちが、ちょうどエジプトのピラミッドのごとく四角すいのような感じで7段つくってあると。八尾の中学校のピラミッドは実は10段だったそうです。そういうふうに、高さというのが非常にエスカレートしていているという事実もございます。

タワーの場合は、3段ですけれども、小学校で行っているタワーは、1段目が四つんばいになっているんですね。その上に2段、そして3段となっております。もちろん、両サイドには補助員をつけるなどの安全対策に工夫をしている。こういうところでございます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

今、取り組み状況、県の指導のもとに各学校に指導したということはわかるんですけども、実際、現場の先生方の声はどのように教育委員会として把握されているんでしょうか。

○議 長
番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

実は、学校の内部でも当然ながら指導が難しいという声もあるかと思いますがけれども、直接教育委員会のほうにはこの賛否両論ある中で、特に困るといような話は聞いておりませんけれども、保護者の中には、やっぱり運動会の一つのメイン種目であるということから、これもやっぱりいつも下になる子もおりますので、いろいろな声があるかと思いますがけれども、これは困るといような話は特には聞いてございません。

○議 長
8番 楠本君（登壇）

○8 番

現場の先生の声は特段ないということですがけれども、これは読売新聞の切り抜きなんですけれども、後ほどまた聞きますけれども、学習指導要領との関係もありますから聞きますけれども、やはり戸惑いがあるという学校もある。そういうことも含めて、教育委員会としての指導はきちっとやってもらいたいと思います。

次に、組み体操の教育的なメリット、デメリットについて伺いたいと思います。

メリットについては、集中力、団結力、精神力が養われるというふうに思いますけれども、デメリットとしては八尾の例も含めて深刻な負傷部位の障害が残ったケースだとか、死亡に至ったケースも少なくございません。教育的観点から、この部分のメリット、デメリットについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

組み体操の教育的メリット、デメリットということでご質問いただきましたけれども、楠本議員のおっしゃるとおり、メリットはそこにありますように集中力や団結力、精神力等々が培われるというメリットがございます。しかし、そのほかに、メリットとしましては、高学年が中心の組み体操は、全児童のあこがれの種目であって、大勢の観衆に見てもらおう児童にとっては達成感、そして後の自信にもつながっていくと、このように捉えております。

デメリットにつきましては、楠本議員のご質問にもありましたように、重大なけがに結びつくおそれがあるという点でございます。特に、組み体操のピラミッドやタワー等の危険が危惧される種目につきましては賛否両論というのがあるのが実情だと、このように思っております。

○議 長
8番 楠本君（登壇）

○8 番

もちろん、賛否両論があるということは、全国インターネットを検索いたしましてもいろいろございます。また市町村によっても違います。そうしたら、白浜町教育委員会としてはどのようにされるんですか。

○議 長
番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

まず、学習指導要領における組み体操の記載ということがあるんですけども、現代の学習指導要領には組み体操の記載はもちろんございません。だから、別に組み体操をやる、やらんというのは、やらなくて結構なんです。体育の種目にはないんです。しかし、学校現場におきましては、子どものいわゆるメリットの部分がありますので、各学校の判断によって実施をしているところでございます。

しかし、この安全性というのは、実施に至っては安全性というのは十分配慮しながらやっぱり指導していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

この項は終わりました、次に、そうしたらどんな種目をやるかは今教育長が言われたように学校長の判断とされているというふうに思うんですね。今言われたように、学習指導要領の組み体操の記載やとか、指導要領は現在あるんですか、ないんですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

学習指導要領における組み体操の記載ですけども、昭和24年度版の小学校の学習指導要領では簡易な記載はありました。しかし、昭和28年度以降の記載はもうございませんので、中学校も昭和26年度、50年も昔の話になりますけれども、もう記載がございません。

そういうことでありますので、先ほども申しましたように、体育の授業の中で組み体操をやるということとはございません。しかし、実際に組み体操を運動会でやるならば、かなりの時間の練習も必要だと思います。そういうこともありますので、ほかの種目に、要するに学習指導要領に規定されている陸上であったり鉄棒であったり跳び箱であったり、そういう種目もやっぱりしていかななくてはなりませんので、余り膨大な時間をとるということもできないと思います。ただ、学校長が子どもたちのメリットの部分でやっていこうという、伝統もありますので、そこは学校に任せているというところでございます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

私の調べるところによつては、今教育長が言われたように、文部科学省では昭和20年代から40年代までの間は記載されておった。そういう中で、それも図解で示されていたと。しかしながら、文部科学省で専門家が問いただしたところ、どんな理由で学習指導要領から外したか、そのことがわからないという一般的な文科省の答弁らしいです。そうしたら、小学校はもともと学習指導要領の中にはあったと思うんですけども、中学校はわかるんですけども、小学校はいつごろ廃止されたんですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

小学校は昭和28年度以降もう記載がございません。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

それでは、この項は終わりました、4つ目として、インターネット等でも各自治体が高さ制限がされていると。このことについては、各学校、校長独自の判断でやるということで、白浜町教育委員会においても、今教育長の答弁ではやるかやらんかは学校長の判断ということになっておりますけれども、私は、中学校やとか高校生の高さ制限はわかると思うんですけれども、小学校における組み体操というのは、やはり団結力やとか集団のいわゆる競技に対してある程度必要なことではないのかなという気もするんですよ。その点についての考えはいかがですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

先ほども申しましたように、県教育委員会のほうからいろんな高さ制限というような指導もございます。やはり、小学校でピラミッド、7段、60、70人といえども、先日の、議員もおっしゃられましたように、インターネット等々で八尾のあれを見ましたけれども、10段です。真ん中からすぽんと落ちておりましたね。非常に大きなけがもしたということでございますので、小学校の7段が果たして適切かどうか。2校とも7段を全てがつくっているわけじゃないんです。7段は幾つか小ピラミッドの真ん中のメインのピラミッドで7段をつくっていると、こういうことでありますけれども、果たしてその7段がどうかということにつきましては、教育委員会としても十分検討して、最終的には高さ制限をしていく必要もあるかと違うかなと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

先ほど言いましたけど、やはり協調性、団体行動はやっぱり小学生のときから長所を生かしてもらいたいし、高さ制限はやむを得ない措置であると思うんですけれども、そういう教育的な観点から、やはり今後この方向で進んでもらいたいなというふうに思います。

それでは組み体操と安全対策についてはこれをもって終わります。

次に、漢字の手書きのとめ、はねについてお伺いをいたしたいと思います。

文化庁の文化審議会国語分科会は、漢字のとめる、はねるなどの違いで正誤はなく、幅広い字形が認められるとする方針をホームページで公表しておりましたけれども、何点か所見を賜りたいと思います。

その1つは、パソコンの普及で印刷の文字だけが正しいと誤解されるなど、手書き漢字の正誤について混乱が生じていると判断されたようでございますが、従来の漢字文化や書道の楷書との関係、問題点が多いように思うし、我々の年代は筆順を厳しく指導されました。そういうような中で、この書道というのは芸術、文化にもつながるところがあると思うんですけれども、この件についての所見を賜りたいと思います。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

今議員のほうから、漢字についてのご質問をいただきました。

議員がおっしゃられるように、2月29日に文化庁の文化審議会国語分科会からその指針が出されております。

さまざまな字体による表記の違いの許容範囲が広まったということになっております。現行の常用漢字表でも字体の違いは許容範囲が認められているものの、パソコン等の印刷文字とのずれが、子どもたちにとってやっぱり漢字の表記の難しさということに多少なりとも影響しているのではないかと、こう思っております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

漢字の書道の楷書の分がありますね。年代的にも教育長も我々の年代とそんなに変わらんとするんやけど、学校に行くときには筆順、はねる、ここは厳しく国語の先生から言われました。そういう部分においては、書道の楷書の指導方法やとか、そういう部分との兼ね合い、今私もちよっと勉強不足でわからんのやけども、小学校では書道という教科があるのかどうかもちよっとわからんのやけども、そういうところの教育的な指導についてはいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

もちろん、小学校にも書写の時間がございます。そこで指導はしているところでございますけれども、今我々が使っている漢字の基本形は明朝体というパソコンにもありますけれども、それとそれから楷書の差異というんですか、そこらに先ほど言いましたように多少の戸惑いがありますので、一応形は何といいますか常用漢字表の前書きにある漢字のデザインの差異等々に十分考慮して指導するようにはしております。

教育現場では、混乱を避ける意味で、本年度も和歌山県の教育委員会より漢字の指導についての留意事項の資料の提供がありましたので、改めて学校に資料提供をして、そして職員への周知を行っている、ということでございます。

しかし、字につきましては、子ども学校訪問等々で行かせてもらっていても、子どもたちの鉛筆の持ち方、字を書く前に、筆順の前に、非常にさまざまな持ち方をしておりますので、学校訪問ではそのたびにまずきちっと鉛筆を持たせると、そういうところからも指導を入れているところでございます。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

県のほうから留意事項等の指導があるということでございますけれども、これもやっぱりパソコン時代になって、項目を選ぶと明朝体から始まって楷書、行書、いろいろあります。そういった中で、やはりテレビでも漢字のクイズやとかそういうのをちよっと私も関心があるから見るんですけども、何か今のうちに、子どものうちにきちっと、パソコン社会を否

定するわけではないんですけども、そういうきちとした指導方法はきちと県の教育委員会、白浜町教育委員会も確立しておいたほうが現場の教師も戸惑わんのかなというふうに思います。これは回答結構です。

続いて、小学校の学習指導要領では、学年別に習う漢字が配当表で決められております。標準として習うことになっておりますけれども、知らない漢字を教える場合、とめとはね、どう教えているのか、また手書き漢字を採点する場合、一番大事なものは現場の教師ではないかというふうに思うんですけども、インターネット上、文科省のほうでは混乱しないための一つの措置であるというふうなことを言うておりますけれども、とめてなかっても構わん。例えば女性の「女」の字でも突き抜かんでもいいと、こういうようなこともあるし、さまざまなんです。吉田の「吉」でも、上が長い、これは戸籍上もあると思うんですけども、そういう混乱がどっちでもいいんやというようなことには吉田の「吉」だったら、戸籍上はこうやというようなこともあるから、そういう部分について、やっぱり現場の先生方は採点する場合、ちょっとはねてなかっても構わんと、字の形さえそれだったらいいんやと、こういうようなことになるんか、その点はいかがですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

先ほども少し学校訪問でのお話させていただいたんですけども、鉛筆の持ち方も含めて。中にはやっぱり文字は記号やというような世間の中には言う人もおりますけれども、やはり漢字というのは日本の長い歴史、文化の中で育ってきたものですから、非常に大事にしていかならんと、こう思っておりますので、学校訪問では筆順の書き方のときに、先生が黒板の前で順番に子どもたちと同じようにこういうことを全体指導やっておると、そういう指導もしておるところでございます。

何はともあれ、白浜町教育委員会としましては、学習指導要領に基づいて学年別の漢字配当表に示す漢字の字体を標準として押さえながら、押さええるということが各小学校に通知しております。ただし、これはあくまでも先ほど言いましたように標準でございますので、それでなければならないということはありません。非常に少し範囲が広がったということでございますので、上が短い、下がちょっと長いというささいな部分については、採点につきましても、それはだめということではなしに、指導はしていると思っておりますけれども、許容範囲が広がったというのが実際のところであると、このように思っております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

これも、やはり県のほうから指導要領というものが出ておるんですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

県の指導要領ではございませんけれども、そういう指導のあり方についての資料は出ております。

○議 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

ということは、現場の先生方はその指導要領によって混乱はしていないと、こう解釈したらよろしいですか。

○議長 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

そういう意味での混乱というのは特に聞いてはおりません。

以上です。

○議長 長

8番 楠本君（登壇）

○8 番

以上をもってとめ、はねについての質問を終わらせて、最後になりますけれども、3月末をもって退職される幹部職員、職員の皆さん、長い間のお勤め、お疲れさまでございました。今後とも町政発展のため、また大所高所からご指導いただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 長

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は3月14日月曜日、午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は3月14日月曜日、午前10時に開会いたします。開会時間にお間違えのないように、よろしく願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

議長 岡谷 裕計は、13時28分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成28年3月11日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員